

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112) (略) (113) (Z) —ニ—「ニ—フルオロ—五—（トリフルオロメチル）フェニルチオ」—ニ—「三—（ニ—メトキシフェニル）—・三—チアゾリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤 (114) (145) (略) 十二〇三十二の二（略） 三十二の三 ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル$\parallel$N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピル—スルフェナモイル」—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル$\parallel$N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピル—スルフェナモイル」—N—メチルカルバマート六%以下を含有	別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112) (略) (113) (144) (略) 十二〇三十二の二（略） 三十二の三 ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル$\parallel$N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピル—スルフェナモイル」—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・ニ—ジメチル—ニ・ニ—ジヒドロ—ベンゾフラン—セ—イル$\parallel$N—「N—（ニ—エトキシカルボニルエチル）—N—イソプロピル—スルフェナモイル」—N—メチルカルバマート一%以下を含有

するものを除く。
三十三〜六十七
(略)

するものを除く。
三十三〜六十七
(略)